

令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第25号説明資料

令和2年6月2日

大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

総務課

大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 改正概要

情報通信技術の活用により行政手続の利便性を向上するとともに、行政運営の簡素化・効率化を図るため、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が改正され、本条例に引用している法律の題名が変更されたことに伴い、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 条例に引用している法律の題名変更（第6条第2項）

【現行】：「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」

↓

【改正後】：「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」

(2) 施行日は、公布の日からとします。

大磯町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 省略 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第7条～第14条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 省略 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第7条～第14条 省略</p>